

鮑の浦工業補習学校の研究（Ⅱ）

福 田 修

A Study on the Akunoura Technical Continuation School (II)

FUKUDA Osamu

(Received September 28, 2007)

はじめに

長崎市立鮑の浦（あくのうら）工業補習学校は、名称を「市立鮑の浦実業補習学校」として1913（大正2）年4月に開設された。同校は開設後一定の成果をあげ、1918（大正7）年4月組織を全面的に変更する。三菱長崎造船所より見習職工にたいする学科教育を委託され、生徒数は多いときで1,800名を超えるまでにいたった。そしてその後、1923年度からは見習職工にたいする委託教育は年度進行で段階的に終了することとなる。

これまでの研究においては、海軍工廠や民間の造船所が学科教育を公立の工業補習学校に委託していた事実は指摘されているものの、その個別の実態についてはほとんど明らかにされてはいない¹。前稿「鮑の浦工業補習学校の研究（Ⅰ）—創設経緯—」では、同校の創設にいたる経緯を、長崎市の市勢振興策、青年の教育要求、企業の動向などから検討した²。本稿は、鮑の浦工業補習学校の開設後から三菱長崎造船所の委託教育を実施していた時期を対象として、その経営の実態を明らかにし学校としての性格を検討することを目的とする³。

I 鮑の浦工業補習学校の開設

（1）組織の概要

開設期の鮑の浦工業補習学校の概要を、1913年2月制定の学則等で見てみよう。目的は、実業補習学校規程にもとづいて「工業ニ従事シ又ハ従事セムトスル者ニ対シソノ業務ニ必須ナル智識技能ヲ授ケ併セテ普通教育ノ補習ヲ為ス」ことにおかれた。学校は鮑の浦尋常小学校内に設置することとされ、授業は同校の校舎で行なわれた。入学資格は尋常小学校卒業以上の「身体強健ナル男子」とされた。また、附属科においては尋常小学校卒業でなくとも学齢を超過したものは入学を許すことがあったとされた。教科目は、普通科目として国語、算術が、実業科目としては英語、数学、工業理化、実用数学、建築及製図、機械及製図、電気工業、発動機の諸科目が設定され、教育課程は表1のとおりである。修身は各科目とともに毎週1時間以内教授することとされた。各科目の修業期間は6ヶ月で、生徒は各自の希望により1科目から数科目を選択することが出来るとされた。普通科目と実業科目を数年間にわたり配置して系統的に一定の教育課程を修了させるという学年制はとられていない。単発的に科目を履修させる科目制の実業補習学校であった。授業は夜間に行うこととされ、終始の時刻は学校長が定めるとされた。実際の授業時間は午後7時から9時までであった。学期は4月始まりと10月始まりの2学期制である。授業料と入学料は当分は徴収しないとされた。入・退学には保証人連署の願書を提出することとされた。科目の認定合格者には修了証書が授与された⁴。

表1 教育課程 1913年2月学期

教 科 目		課 程	毎週教授時数	
普通科	国語	普通文ノ講解	6	
	算術	日用諸計算（珠算ヲ含ム）	6	
実業科	英語	訳解 会話	6	
	工業	工業理化	工業上必要ナル理化	6
		実用数学	実用的諸計算	6
		建築及製図	建築一般及其製図	6
		機械及製図	機械一般及其製図	6
		電気工業	電気機械ノ構造取扱及架線配電法	6
		発動機	瓦斯及石油発動機ノ構造作用及取扱	6

注 『長崎市会会議録 第一号 大正二年一月二十七日』 p.73（長崎市議会所蔵）。

（2）教員

開設当初の教職員は、校長は長崎市学務課長山本明が兼務し、工業関係の教員には三菱工業予備学校教師の福田金一、宮崎新一郎、高森廣次、嬉野庸次郎、石井環、岩永武道が嘱託教諭として、また東京高等工業学校附属工業教員養成所卒業生の中山秀道が専属教諭として大浦実業補習学校と兼務の形で就任している。普通科目の教員は飽の浦尋常小学校の教員3名と立神尋常小学校の教員1名が兼任している⁵。工業関係の教員は、交代はあるもののこの後も三菱工業予備学校教師に委嘱されていた。

（3）生徒

開設後の生徒数の正確な推移は明らかではない。1918（大正7）年4月長崎市会での市学務課長の説明によれば、1913年度から1917年度までの5年間を平均すると、毎年度4月から9月までの前半期は約320人、10月から3月までの後半期は約250人位が在籍していたという⁶。これは、長崎市内の磨屋町・大浦・銭座の各市立実業補習学校と比較して多い生徒数である⁷。

通学していた生徒の内訳は、大部分は三菱長崎造船所の職工と見習職工であったようである。たとえば、1918年2月ごろの状況は「本市立飽の浦実業補習学校は現に二百四十余名の全生徒中其内の十三名を除ける外は悉く三菱造船所に通勤する職工及び同見習中の者のみ」と報じられており、約95%が三菱造船所の職工と見習であった⁸。残りの13名については、現在のところその素性は明らかではない。三菱長崎造船所の近くには松尾鉄工場という造船所が存在していた。松尾鉄工場は飽の浦の近隣の稲佐に本工場があり、ほかに長崎港外の香焼島に2つのドックを備えて、同年2月には3,000トン級の貨物船を完成させていた。1917年6月の従業員数（役員、職工、人夫等）は約1,500名であったという⁹。稲佐には飽の浦工業補習学校が開設される以前の1910（明治43）年1月に、「稲佐夜学会」という夜学が開かれていた。同校は勤労青年を対象として夜間に国語、漢学、数学、英語、理科、用器画を教授する私立の教育機関で、三菱長崎造船所と松尾鉄工場の青年職工の要求で開設されたものであった¹⁰。松尾鉄工場の職工も教育要求を持っていたのであり、三菱工業予備学校の教師が工業科を担当する飽の浦工業補習学校が開設されれば、彼らも同校に通学したであろうことは想像に難くない。飽の浦とその周辺の地域には、工業補習学校にたいする青年職工などの教育要求が存在していたのである。

通学者の大部分を占めた三菱長崎造船所の職工に関しては、1913年11月の三菱本社の調査で

は、「現今ノ聴講生ハ約三百名ニシテ之ニ出席スル造船所職工ハ主トシテ青年ナルモ切ニ學術ノ必要ヲ感シ来レル壯年者少ナカラス、何レモ座興ニ出席スルニアラスシテ真面目ニ研究スルモノミナルハ喜フヘキ風ナリトス」と報告されている¹¹。生徒は見習職工および見習を修了した壮年の職工によって構成されていた。この時期、三菱長崎造船所は見習職工や職工に対して飽の浦工業補習学校への就学を義務付けることはしていなかった。彼らは強制によってではなく、学科教育の必要性を感じて通学していたのである。

この時期の飽の浦工業補習学校の教育の実績は評価され、1917年には長崎県より「施設宜しきを得成績見るべきものあり」として表彰され、実業補習補助奨励金を100円交付されている。金額としては、奨励金を交付された県内21校のなかで4番目に多いものであった¹²。

Ⅱ 1918年組織変更

（1）組織変更の概要

1918（大正7）年4月5日長崎市会に「第五十号議案 長崎市立飽ノ浦工業補習学校学則制定ノ件」および「第四十七号議案 大正七年度長崎県長崎市歳入出追加更正予算」が提案され、審議のうえ可決された。前者は、1913年制定の「飽ノ浦実業補習学校学則」を廃止し「飽ノ浦工業補習学校学則」を新に制定するものであり、後者は、この学則制定その他に伴う予算の追加を行うものである。

学校の目的は、1913年学則の目的規定の送り仮名が1字省略された以外は変更されていない。課程編制は、尋常小学校卒業の身体強健なる男子を対象とする修業年限3ヵ年の本科と、学齢を超過した者で義務教育を修了していないもの等を対象とする附属科で構成されることとなった。学校は以前と同様に飽の浦尋常小学校内に設置され、あらたに分教場が立神尋常小学校内に設置されることとなった。その後、生徒数の増加にともない分教場が興善・朝日の各尋常小学校にも設置された。本科の教科目は、修身、国語、実用数学、実用英語、製図、理化、工業、附属科は、修身、国語、算術となり、本科の教育課程は表2のように定められた。授業の終始の時刻は従前と同様に学校長が定めるとされた。組織変更当初においては午後5時から7時まで授業が行われた。学期は4月始まり、8月始まり、1月始まりの3学期制となった。授業料は徴収しないこととしている。入学・退学には保証人連署の願書が必要とされたが、「造船所勤務ノ職工ハ其ノ所属造船所長ノ通知書ヲ以テ」それに代えることが出来ると規定された。課程を卒えたものには卒業証書が授与されることとなった。

教員は、当初においては兼任教員を32名とし、そのうちの約半数は普通科目を担当する小学校教員がしめ、それ以外は工業科目については三菱工業学校の教師と三菱長崎造船所の技師・技手に、英語については商業学校の教師に委嘱することになっていた¹³。

表2 教育課程 1918年4月学則

教科目	課 程	毎週教授時数		
		第一学年	第二学年	第三学年
修 身	道徳ノ要旨	2	2	2
国 語	普通文ノ講解			
実用数学	日用諸計算代数及幾何ノ初歩	3	3	2
実用英語	工業用英語ノ訳解	3	3	2
製 図	用器画 見取図	2	2	2
理 化	理化一般	2	—	—
工 業	電気 造船 造機	—	2	4
合 計		12	12	12

注 『長崎市会会議録 第九号 大正七年四月五日』 p.23.

(2) 組織変更の要因

この組織変更は、おもに三菱長崎造船所の必要にもとづいたものである。高崎行一市長は、市議会において改正にいたる経緯を「補習学校ノコトニ付キマシテハ、幸ニ三菱造船ニ於キマシテ御話ガアリマシテ今三菱造船所ノ方トモ協議中デアリマス、或ハ此事ガ成立チマスルト、補習学校ノ生徒ノ多クハ皆三菱造船所ノ職工デアリマシテ補習学校ニ出席セシムルヤウニ強制セラレルヤウナ都合デアリマスカラ、チヨツト千五六百名ノ生徒ヲ迎フルヤウナ次第デ非常ニ盛ニ補習学校ガナルノデゴザイマシテ」と、三菱長崎造船所が学科教育を義務付けることにしたことがきっかけであると説明している¹⁴。

組織変更が行われた1918・19年ごろは、三菱長崎造船所内の見習職工制度による熟練工の養成が、学科と技能の両面にわたって組織的なものに転換された時期である。これ以前においては、三菱長崎造船所では、見習職工への学科教育は三菱工業予備学校を利用して行うこととされていた¹⁵。しかしながらそれは、1908（明治41）年4月の三菱工業予備学校校則第4条に「本校ハ本校卒業生ニアラサル三菱造船所職工見習生ノ為メニ二三ノ学科ヲ撰ヒ夜間若クハ就業前ニ於テ別科ヲ設ケ修学ヲ許スコトアルベシ」と規定されているように、学科教育を義務付けるものではなかった¹⁶。また、1913年4月に開設された飽の浦工業補習学校に関しても、それへの通学を強制することはしていなかった。そしてそれは、6ヶ月単位の科目を任意にいくつか選択させて学習させるものでしかなかったのである。それが1918年の組織変更により、普通科目と工業関係の専門科目の両方を3年間にわたりすべて履修させる組織的な学科教育となったのである。「修業年限ヲ三ヶ年トシテ一定ノ課程ヲ終ラセルヤウナ組織ニシ・・・、学科ハ必ず修メナケレバナラヌト云フコトニシタノデ、三ヶ年卒業ノ後ハ凡ソ何ノ生徒モ是等ノ事ニ関シテ一廉ノ素養ヲ具ヘタ者ヲ作り出スコトガ出来ルト云フコトニ」なるものであった¹⁷。三菱長崎造船所では、この組織変更にもなつて「見習職工就学規則」を制定し、「見習職工ハ当初三箇年間長崎市立飽ノ浦工業補習学校ニ於テ所定ノ教課ヲ受クルコトヲ要ス、但希望ニヨリテハ在学期間ヲ一箇年間延長スルコトヲ得」（第1条）、「登校ヲ怠ルモノハ見習職工規則第九条ニヨリ之ヲ処分ス」（第3条）と定めて、飽ノ浦工業補習学校での学習を義務付けている¹⁸。見習職工規則第9条は「解傭」を規定した条項であり、強制力は高い。そして同時に、就業時間を短縮し、学習に必要な教科書、ノート、コンパス、定規、鉛筆などを支給して通学と学習

の条件を保障している¹⁹。

技能の養成については、1917年に工場法による徒弟収容の認可を受けていながらも、工業補習学校の教育が義務づけられるまでは見習職工の実質的な指導担当者はおらず²⁰、意図的・計画的な教育は行なわれていなかった。1914年の報告書には1913年当時の見習職工制度の実態が次のように記載されている。

当初ハ職工ノ手伝トシテ働キ諸種ノ仕事ヲ見習ヒ漸次簡易ナル仕事ヨリ練習スルナリ、其教養ニ就テハ特別ニ技師カ説明ヲ与ヘ若クハ手ヲ執リテ教フル等ノコトモナク、普通職工ト同様ニ組長ノ下ニ作業スル者ナルモ、彼ラノ正直ニシテ万事ニ熱心ナル性質ハ容易ニ仕事ヲ会得シ又概シテ出勤歩合モ好ク仕事ニ勤勉ナリ、斯テ二年生トナリ三年生トナルニ従ヒ技倆相当ニ進歩シ卒業当時ニハ一人前ノ立派ナル職工トナルナリ²¹

技能の上達は見習職工自身の主体性のみによつていたためである。1917年プレーター職として入社した見習職工が「新入社の人には現在のような基礎教育もなく、只見よう見まねで仕事を覚えるだけであつて、先輩は決して後輩に仕事を教へなかつた。先輩も苦勞して身につけた技術だからであらう」とのべているように、伝統的な手工業の徒弟制度と同様に先輩の技を盗み取るという方法であつたのである²²。それが、1919年に「職工徒弟規則」が制定され組織的・意図的な教育に転換される²³。

第十二条 各課工場ニ職工徒弟指導係若干名ヲ置ク、指導係ハ其課工場係技師、技手、工師ノ中ヨリ之ヲ選任シ主任者ノ命ヲ承ケ職工徒弟教導ノ任ニ当ルモノトス

多数ノ職工徒弟ヲ有スル課、工場ニアリテハ職札番号別ニ依リ特別ノ組ヲ組織セシム、組ニハ組長及必要ノ場合伍長ヲ置キ指導係ノ指揮ノ下ニ直接ニ其組徒弟ノ監督指導ノ任ニ當ラシム

各課、工場ニテハ技術実習ノ為メ予メ作業ヲ指定スルコトヲ得、組ヲ組織セスシテ作業ノ実習ヲ為サシムル場合及組ヲ組織スルモ其組分担以外ノ作業ニ就テ実習セシムルトキハ其作業担任者ハ徒弟指導ノ責任アルモノトス

第十三条 各課、工場ニ於ケル徒弟教導ハ技術ノ秩序的組織的習練、常識及規律的行動ノ養成、品性ノ陶冶ヲ要旨トシ其個性及質素ニ応シテ指導スルコトヲ要ス

技能指導の責任体制と要旨を明確にして、実習作業を指定することが出来るようにしたのである。これらにともなつて、見習の年限が従来は5ヵ年であつたものが4ヵ年に短縮されている。見習職工への教育を、学科と技能の両面にわたつて組織的・意図的なものにするこゝとで、養成の効率を高めようとしたことがうかがわれる。

1918・19年に見習職工に対する教育が意図的・組織的なものに転換されたのは、この時期に三菱長崎造船所で機械・道具に重点をおいた設備投資が進められていたことと、事業の拡張が行なわれていたこととの二つの要因に基づいているものと思われる。日露戦争後から機械道具を中心とした設備投資が行なわれていたが、とくに第一次大戦期後半（1917—1919年度）にその比率が増大する²⁴。これにより、作業の機械化と専門化が進展し、作業内容を理解し機械を操作するための知識の必要性が急速に高くなつたと思われる。この一方、事業の拡張により1916年度以降職工の雇入れが急増する（表3）。見習職工雇入れの数は増加するものの比率は若干低下している。事業の急速な拡張のために、外部の工場で経験をつんだ職工²⁵、いわば古い熟練技能を持った職工を大量に採用したのである。作業の機械化と専門化を進展させる条件を整えながらも、それを十分に使いこなせるだけの知識と技能とを持たない職工が多くを占めることになつたのである。そこで、この事態に対処するために、将来の「優良職工」として

中心となるべき見習職工の教育の程度を高め養成の効率化をはかったものと考えられる。飽の浦工業補習学校で新たな教育が開始されたのは1918年4月からであるが、三菱長崎造船所では同年4月入社の見習職工だけでなく前年度等に入社した見習職工も入学させており、組織的な学科教育を受けた職工をより多く確保しようとする意図がうかがわれる²⁶。

見習職工への義務制の学科教育を、企業内の三菱工業学校で行なわず公立の工業補習学校に委託することとした理由は、施設や教員などの問題にあったと思われる。造船所では事業の拡張により1917年度以降600人内外の見習職工を雇い入れている。これに義務として3ヵ年学科教育をするとすると、生徒の総数は3学年で1,800名内外となる。三菱工業学校の定員は400人に過ぎず、同校の校舎に収容することは不可能である。また、教師については、専門科目の担当は工業学校の教師のほかに造船所には専門的な教育を受けた技師・技手がおり内部でまかなうことは出来るとしても、普通科目に関しては工業学校の教師だけでは不足し外部に担当を委嘱せざるを得ない。三菱長崎造船所では、前述のとおりこの時期に工場への設備投資が行なわれ、職工の大量な採用がなされていた。そのような状況の下では、既設の工業学校の施設・教員を大幅に拡充することは経費的に困難であり、「企業の負担を最小限にして効果をあげる方法として」、公立の工業補習学校に学科教育を委託する方法が採用されたものと思われる。

表3 三菱長崎造船所雇い入れ職工数

年度	1904	1905	1906	1907	1908	1909	1910
雇い入れ職工全数	1,708	3,801	6,020	5,812	4,023	603	1,069
同見習職工数(人)	48	333	325	351	297	97	236
同上比率(%)	2.8	8.8	5.4	6.0	7.4	16.1	22.1

年度	1911	1912	1913	1914	1915	1916	1917
雇い入れ職工全数	2,471	2,527	3,331	2,098	2,576	5,684	6,456
同見習職工数(人)	446	319	379	344	346	448	627
同上比率(%)	18.0	12.6	11.4	16.4	13.4	7.9	9.7

年度	1918	1919	1920	1921	1922	1923	1924
雇い入れ職工全数	5,591	7,448	6,456	6,433	537	326	400
同見習職工数(人)	610	582	432			0	0
同上比率(%)	10.9	7.8	6.7			0	0

注 三菱長崎造船所『年報』各年度版(三菱重工業株式会社長崎造船所史料館所蔵)より作成。1915～19年の見習職工雇い入れ数は概数であり数名程度の誤差がある。1921・22年の雇い入れ数は未詳である。

Ⅲ 委託教育機関としての飽の浦工業補習学校

飽の浦工業補習学校は1918年4月に組織変更し三菱長崎造船所から見習職工への学科教育を委託された。それ以来、同校は1921年度まで生徒数1,100～1,800名をかぞえ、県からも優良実業補習学校として奨励金を受けるなど、実業補習学校として活況を呈することとなった。三菱長崎造船所の委託教育機関となったことは、学習意欲をもつ見習職工にとっては好都合なことであった。1918年の組織変更以前においては、飽の浦工業補習学校の授業時間は午後7から9

時まで設定されていた。三菱長崎造船所や松尾鉄工場などでは10時間労働制であった。見習職工は午前7時から午後5時半までの長時間の労働を終えたあとの通学となるため、「昼ノ職業ノ疲レノ為ニ志シガ有ルモノデモ就学スルコトガ出来ナイ者ガア」という状況となっていた。そこで、三菱の側の「何程カ造船所ノ就業時間ヲ割キマシテ徒弟ノ教育ヲ普及サセタイト云フ趣意」にもとづいて、「五時ヨリ七時迄ノ間ニ於テ修学サセマシテ夜間ハ安息ヲセシムルト云フ仕組ニ変ヘヤウト」したのである²⁸。三菱長崎造船所の「見習職工就学規則」第3条には「就学中ノ見習職工ハ午後五時ニ退場セシム」と規定され、工業補習学校での学習時間が30分間就業時間内に取り込まれている。さらに、1919年の「職工徒弟規則」では次のように規定され、授業開始時間が1時間早められている。

第十一条 職工徒弟ノ就業時間ハ当所職工ノ就業定時間ニ同シ、毎日左記ノ時間ニ於テ研修生ハ三菱工業学校研修科ニ於テ、実習生ハ同校実習科ニ於テ、見習職工ハ長崎市立飽ノ浦工業補習学校ニ於テ所定ノ教課ヲ学ハシメ、其余ノ時間ハ工場若クハ課ニ於テ作業ヲ実習セシム

一、研習生及実習生ハ午後四時半ヨリ午後五時半迄

二、見習職工ハ午後四時ヨリ同六時迄

三菱長崎造船所では同年10月から9時間労働制（午前7時30分～午後5時）が実施されるが、そのもとでも毎日の学習時間2時間のうちの半分の1時間が就業時間の内となったのである。三菱長崎造船所の見習職工にとっては、工業補習学校での学習の負担が軽減されることになったのである。

この一方、三菱以外の、工業補習学校への通学のために就業時間を短縮する措置をとっていない企業の職工にとっては、授業開始時間の繰上げは工業補習学校への通学を不可能とするものとなった。1918年の組織変更以降の飽の浦工業補習学校の正確な生徒数とその企業別の内訳は今のところ不明である。しかしながら、1918年の授業時間の繰上げに関連して、市議会で市当局より「現在専ラ収容シヤウト云フ生徒ハ大部分ハ三菱ニ通フ者デアリマス、他ノ方ハマダ趣意ニハ賛成デアリマスガ逾職工ヲ送ラウト云フマデニハナツテ居リマセヌ」と説明され、就業時間を短縮してまで職工に学習の機会を保障しようとする企業が三菱のほかにはないことが明らかにされている²⁹。また、1921年9月の市議会では、飽の浦工業補習学校の入学者に関して「普通ノ学校ノ様ニ広告シタコトハアリマセン、現在ノ組織ニナリマシテカラハ、市立ノ方ハ募集シテオリマスガ、飽ノ浦補習学校ハ普通ノ様ニ募集シテオリマセン」、「現在ノ状況ニオキマシテハ、学科ノ性質上、三菱ノ生徒ガ殆ンド其ノ全部ヲ占メテ居ルト云フ状況デアリマス」と説明されている³⁰。1924年4月には「飽浦立神両校では三菱関係の生徒以外に今年度は一般生徒を収容する計画を立てて八四名と云ふ入学者を得た」と報道されており、1923年度までは三菱長崎造船所以外の生徒を積極的に就学させる計画がなかったことがうかがわれる³¹。以上のことから、委託教育が行われていた1918年度から1923年度までは飽の浦工業補習学校の生徒は三菱長崎造船所の見習職工のみでしめられていたと見てよいであろう。前章で見たように、組織変更直前の1918年2月頃の実態として三菱の職工・見習職工以外の者も少ないながら13名通学していた事実があった。また、上述のように1924年度からは三菱関係の生徒以外の生徒を収容する計画を立てて84名を入学させている。したがって、1918年度以降の委託教育が行われていた時期においても三菱関係の見習職工以外にも飽の浦工業補習学校への潜在的な教育要求が存在していた可能性は十分にあるといえるであろう。それにもかかわらず、飽の浦工業補習学校の授業時間を職工などの就業時間内に一部分でも組み込んだことは、三菱長崎造船所以外

の職工・見習職工の教育要求を排除することになったものといえよう。

三菱長崎造船所では、1,100～1,800名という大量の見習職工の学科教育を市立工業補習学校に委託したことから、授業料に相当する寄付金を市に毎年提供することとなった。その金額は、はじめの2年間は4,000円、7,000円であったが、1920年度から1923年度までは10,000円である。それは、1921年度でいえば飽の浦工業補習学校の経費18,000円のうちの約56%に相当する金額である。飽の浦工業補習学校については入学者の募集を公開して行なわない理由を、市当局は「元々此学校ノ成立ガ、授業料ノ代償トシテ相当ノ御寄付ヲ受ケテ居リマスカラ、一般ニ募集シテ造船所ノ生徒ヲ制限スル訳ニハ行カナイカトモ思ヒマス」と説明し、三菱から多額の寄付金を受けていることによるものであるとしている³²。このことから、三菱長崎造船所からの寄付金の提供は、この時期の飽の浦工業補習学校に対して、公立でありながらも一般に開かれた教育機関としての性格を失わせる効果をもたらしたといえるであろう。

1919年3月飽の浦工業補習学校の学則が一部改正され、それまで3学期制であったものが2学期制に変更される。その理由は市議会において次のように説明されている。

工場ノ方デハ年二回工場ノ成績ニ依リマシテ、給金ヲ増減スルト云フコトニ制度ガ新タニ行ハレテ居ルノデアリマス、従ツテ此学校デハ三学期ニ区別シテ三度成績ヲ考査スルト云フコトニ成ツテ居リマシテ、工場ノ方デハ二回ニ区別シテ二度成績ヲ調査スルト云フコトニ成ツテ居リマスカラ、其間ニ矛盾ガ起ツタノデアリマス、故ニ学校ノ成績ヲ工場ノ成績ニ加ヘテ、二等分シテ夫レデ給金ノ増減ヲ決定スルト云フ程マデニ、学校ノ成績ヲ重ク観ラレタ訳デアリマスカラ、夫レニ一致スルヤウニ二学期ニ改メタイト云フノデアリマス³³

三菱長崎造船所の見習職工の昇給制度は、学科教育を義務付ける以前においては技能の上達度に依りてその額を決定するというものであった³⁴。義務付け後においては、「見習職工就学規則」第4条において「就学中見習職工ノ成績ハ学績及業績ノ二種トス」とし、第8条で「各成績ヲ通算二分シ左記各号ニ依リ毎半年昇給セシム」と規定して、学校での成績と工場での成績の平均点を出して半年ごと年2回昇給額を決定することに転換したのである。そうすると、学校側が3学期制では工場の年2回の成績調査に合致せず不都合となるので、学則を改正するというのである。すなわち、2学期制への変更は飽の浦工業補習学校内部での教育上の必要にもとづくものではなく、三菱長崎造船所の見習職工に対する昇給査定制度に対応させるための変更であったのである。

また、1913年に飽の浦工業補習学校と共通の学則で開設・組織変更された磨屋・銭座・大浦の各実業補習学校は、1921年10月に学則が全面改正される。その主たる変更点は、科目制であった組織を各2ヵ年の普通科（尋常小学校卒業又はこれに準ずる者を対象とする）・中等科（普通科卒業者、高等小学校卒業者又はこれに準ずる者を対象とする）・選科（満18歳以上の相当学力あるものを対象とする）の課程編制に改めることにあった³⁵。その目的とするところは、実業補習学校の課程編制を小学校の尋常科・高等科の編制に対応させ、それらと接続したものにすることにあると見ることができる。実業補習教育の二大目的のうちの一つである小学校教育の補習に力点をおいて、小学校の課程との接続関係を明確にしたのである。飽の浦工業補習学校に関しても県から学則改正の打診があったようであるが、同校だけは学則の改正が行なわれなかった。その理由は明らかではないが、次のように推測することが出来る。三菱長崎造船所の見習職工は、規定上「尋常小学校卒業者ニシテ十二歳以上十七歳未満ノ者ヨリ採用」することになっており³⁶、採用時には尋常小学校の卒業者と高等小学校の卒業者が混在することになる。飽の浦工業補習学校の課程編制が普通科・中等科・選科となった場合には、見習職工

を卒業資格でそれぞれの科に振り分けなければならない、同時に採用した者に同一の教育を施すことが出来なくなってしまうのである。また、見習職工としての年級と工業補習学校での学年が一致なくなってしまうことにもなるのである。見習職工教育のためには普通科・中等科という課程編制は適合しないのである。飽の浦工業補習学校の場合には、小学校との接続関係よりも、実業補習教育の二大目的のもう一方の実業の教育が重視されたのである。飽の浦工業補習学校の課程編制が普通科・中等科・選科の構成に改められるのは、1924年4月になってからである。その前年の4月には三菱工業学校の組織が改められて三菱長崎職工学校が開設され、見習職工制度を通じての職工養成は年度進行で廃止されていくこととなる³⁷。これにより1923年度から新たな見習職工の雇入れはなくなり、飽の浦工業補習学校での見習職工に対する義務的な学科教育は学年進行で行われなくなるのである。三菱工業学校の校長は、職工学校の設立に関して「目下市に依りて経営されて居る飽ノ浦補習学校は当所に新学制に依る学校が設立されるに至れば当然その必要も激減する訳であるから、或は同校は遠からず廃止されるやも知れない」とのべて、飽の浦工業補習学校は三菱長崎造船所にとって必要性がなくなることを明言している³⁷。このことからすれば、1924年4月になってからの課程編制の変更は三菱長崎造船所の見習職工教育の必要性を考慮しなくともよくなったことによるものであり、逆に1921年の時点で課程編制の変更がなされなかったのは三菱長崎造船所の必要性にもとづくものといえることができるであろう。以上のことから、1918年度以降、三菱長崎造船所から委託を受けて見習職工への学科教育を行っていた時期の飽の浦工業補習学校は、三菱からの要請にもとづいて運営がなされていたとみなし得るであろう。

おわりに

1913年の学則のもとでの飽の浦工業補習学校は、市内の他の実業補習学校と比較しても多くの生徒を集めていた。通学する生徒に偏りはあるものの、地域の造船所、鉄工所などに就業する者の教育要求によく応えていたといえるであろう。1918年の組織変更によって飽の浦工業補習学校は科目制から学年制に変わり、組織的な教育を提供する教育機関となる。規模も大幅に拡張され学校として大きな発展をとげた。それは、三菱長崎造船所から見習職工に対する義務としての学科教育を委託されたことによっている。就業時間を割いて見習職工への学科教育を普及させたいという三菱の意向を受けて授業開始時間が繰り上げられたが、三菱以外の工場でこれを利用して見習職工の教育を委託するところでは出なかった。また、三菱長崎造船所からの多額の寄付によって教育が成り立っていることから、市では飽の浦工業補習学校の生徒の募集を公開して行うことをひかえた。結果的には、飽の浦工業補習学校の生徒は三菱関係の見習職工のみでしめられることとなった。企業からの教育の委託は、地域の勤労青少年の潜在的な教育要求を積極的に掘り起こして、それに応えようとする姿勢を抑制させる効果を公立の工業補習学校にもたらしたのである。また、課程編制は公教育学校との接続関係よりも企業内の熟練養成のシステムとの整合性が優先され構成されていた。学校の運営も委託企業の意向を反映して行われるようになったのである。飽の浦工業補習学校は公立の学校でありながらも、広く一般に開かれた公教育機関としての性格を失っていた。三菱長崎造船所からの委託教育を行っている時期の飽の浦工業補習学校は、同造船所の見習職工教育の代行機関としての性格を持つものであったといえるであろう。

表4 飽の浦工業補習学校年表 1913年～1924年

年 月	事 項
1913年 2月	飽の浦実業補習学校学則認可。
4月	飽の浦実業補習学校開設。
5月	科目別生徒数、国語68人、算術13人、英語235人、実用数学45人、機械及建築製図68人、工業理化9人、附属科49人、合計487人。
10月	工業理化を廃止し機械学を新設する。
1914年 3月	建築科を錢座実業補習学校に移す。
4月	出願者292人。
1916年 5月	通学者319人。
1917年 2月	県より優良実業補習学校として表彰され、実業補習補助奨励金100円を交付される。
1918年 4月	長崎造船所より1918年度実業補習学校費中に4,000円寄付される。 飽の浦工業補習学校新学則認可。立神分教場開設。
1919年 2月	県より優良実業補習学校として表彰され、実業補習補助奨励金140円を交付される。 長崎造船所より実業補習学校費として7,000円寄付される。
3月	学則部分改正、学期編制、科目時間配当変更。
4月	興善小学校に分教場を開設。生徒総数1,831人。
1920年 2月	県より優良実業補習学校として表彰され、実業補習補助奨励金250円を交付される。
1920年 3月	卒業生358人、生徒総数1,635人。
4月	長崎造船所より工業補習学校費中へ10,000円寄付される。
1921年 5月	県奨励金480円交付される。生徒総数1,500人、教員数70人ほど。
9月	立神・興善・朝日の各分教場独立する。生徒総数1,570人ほど。
?月	長崎造船所より実業補習学校費として10,000円寄付される。
1922年 2月	県より優良実業補習学校として表彰され、実業補習補助奨励金100円を交付される。
1923年 3月	長崎造船所より飽の浦工業補習学校及び立神工業補習学校費中へ10,000円寄付される。
1924年 3月	長崎造船所・長崎兵器製作所・三菱電機株式会社長崎工場より飽の浦及立神工業補習学校経費中に5,000円寄付される。
4月	飽の浦工業補習学校学則改正。
11月	長崎造船所・長崎兵器製作所・三菱電機株式会社長崎工場より飽の浦及立神工業補習学校経費中に2,500円寄付される。
12月	学級数6、職員数20人、生徒総数219人。

- 1 兵藤釗『日本における労資関係の展開』東京大学出版会，1971年初版，1980年復刊，pp. 227-9，隅谷三喜男編著『日本職業訓練発展史』下，日本労働協会，1971年，pp. 239-46，岩内亮一『日本の工業化と熟練形成』日本評論社，1989年，p. 192.
- 2 中国四国教育学会編『教育学研究紀要』第48巻，第一部，2002年，pp. 96-101.
- 3 学校の名称は，開設時は「市立鮎の浦実業補習学校」であり，1918年の組織変更で「長崎市立鮎の浦工業補習学校」と変わるが，本稿では前稿と同様に「鮎の浦工業補習学校」で統一して記述する.
- 4 『長崎市会会議録 第一号 大正二年一月二十七日』pp. 70-4（長崎市議会所蔵，以下同様），長崎市職員会編刊『長崎市郷土誌』1918年，p372. 長崎市議会編刊『長崎市議会史』記述編，第1巻，1995年，p. 567. 以下，鮎の浦工業補習学校の1918年，1919年の学則改正等についても同じく『長崎市議会史』p. 568を参照した.
- 5 「実業補習教員」『長崎新聞』1913年4月19日（長崎県立長崎図書館所蔵，以下同様）.
- 6 『長崎市会会議録 第九号 大正七年四月五日』p. 23.
- 7 1913年4月では「正確なる生徒数を示す能はざるも最も多きは鮎の浦にして三百五十に近からんとし，磨屋之に次いで二百五十を超へ，錢座北大浦又之に踵ぎ」（『実業補習学校現況』『東洋日の出新聞』1913年4月21日，長崎県立長崎図書館所蔵，以下同様），1914年4月は「一昨日迄の出願者磨屋校二百八十六名，鮎の浦校二百九十二名，大浦校百七十五名，錢座校百十八名合計九百七十一名に及べり」（『実業校応募者多し』『東洋日の出新聞』1914年4月14日），1916年5月は「現時の通学者は鮎の浦校三百十九名，磨屋校三百十二名，大浦校二百四十八名，錢座校百三十四名にして計千十三名なり」（『補習教育成績良好』『東洋日の出新聞』1916年5月5日）という状況であった.
- 8 「三菱の就学奨励」『東洋日の出新聞』1918年2月15日. また，市議会において学務課長も「鮎ノ浦ニ現在参ツテ居リマス生徒ハ造船所ノ職工以外ノ者ハ僅ニ十三人シカ居リマセヌ，殆ド全部造船所ノ職工ダト云フテモ差支ナイ位デアルノデス」と説明している（『長崎市会会議録 第五号 大正七年三月十二日』p. 8）.
- 9 「松尾鉄工場近況」『東洋日の出新聞』1917年6月29日.
- 10 前掲拙稿「鮎の浦工業補習学校の研究（Ⅰ）—創設経緯—」p. 100. 同稿では松尾鉄工場を「松尾造船所」と記したが，正確には「松尾鉄工場」である.
- 11 （三菱合資会社）本社庶務部調査課編『労働者取扱方ニ関スル調査報告書』第一部，第一巻，1914年，p. 117.
- 12 「青年団其他表彰」『長崎県教育雑誌』第293号，1917年2月，p. 53.
- 13 以上『長崎市会会議録 第九号 大正七年四月五日』pp. 20-25，なお，私立三菱工業予備学校は1918年1月29日に名称を「私立三菱工業学校」に変更している.
- 14 『長崎市会会議録 第四号 大正七年三月十一日』pp. 238-9. これに対して，1918年2月24日の『長崎新聞』「三菱徒弟教育」では「長崎市三菱造船所にては徒弟教育機関の設置につき計画中なりしが，長崎市の希望により之れを鮎浦実業補習学校に入学せしむる事となり，昨二十三日山本市学務課長三菱に赴きて学則変更等につき協議する所ありたり」と，補習学校の利用は市の側が希望したものと報道している. 前掲2月15日の『東洋日の出新聞』「三菱の就学奨励」では「十三名を除ける外は悉く三菱造船所に通勤する職工及び同見習中の者のみにて，各卒業生の成績頗る佳良なるより今般同造船所と本市理事者との間に交渉調ひ，来

- る新学期より同校教師を増置し且つ教授課目を改定して」と報道され、どちらかといえば三菱造船所の主導性が強いように読める。補習学校の利用を三菱と長崎市のどちらが主導したのか断定することは出来ないが、少なくとも三菱長崎造船所の学科教育の必要性が飽の浦工業補習学校の組織変更のきっかけとなったということは出来るであろう。
- 15 前掲『日本における労資関係の展開』 p. 227.
 - 16 「私立三菱工業予備学校々則 明治四十一年四月改正 三菱造船所」(「私立学校設置ニ関スル件 明治四十一年 教育課」旧長崎県庁行政文書、長崎県立歴史文化博物館所蔵)。
 - 17 『長崎市会会議録 第九号 大正七年四月五日』 p. 24, 山本明学務課長。
 - 18 「見習職工就学規則」(三菱社史資料, 三菱経済研究所付属三菱史料館所蔵)。
 - 19 「飽浦補習校開始」『東洋日の出新聞』1918年4月25日。
 - 20 1916年7月に見習職工として入社した森高德次郎氏は「私達が工業補習学校で教育を受けるようになってから間もなく、私達の管工場にも見習工の指導掛が出来て、私達見習工は全部その所属になりました」とのべている(「回想の百年」編集室編『回想の百年 長船の思い出を綴る』上, 三菱重工業株式会社長崎造船所, 1974年, p. 166)。
 - 21 前掲『労働者取扱方ニ関スル調査報告書』第一部, 第一巻, 1914年, p. 60. 前掲『日本における労資関係の展開』 p. 230参照。
 - 22 前掲『回想の百年』上, p. 170.
 - 23 「職工徒弟規則」(三菱合資会社資料課編『社内労働者ニ関スル規則集 一 造船, 電機, 内燃機』1922年, pp. 63-70, 三菱社史資料, 三菱経済研究所付属三菱史料館所蔵)。
 - 24 西成田豊『近代日本労資関係史の研究』東京大学出版会, 1988年, p. 132.
 - 25 同前, p. 142.
 - 26 「見習職工ノ学術教育ヲ市立飽ノ浦工業補習学校へ委託スル事トシ, 其第一回ノ入学ヲ大正七年四月ニナス, 過渡期時代ノ方法トシテ第一年及第二年級ヲ以テ第一学年級ヲ組織編成ス」(三菱造船株式会社長崎造船所『大正八年度年報』156丁, 三菱重工業株式会社長崎造船所史料館所蔵)。また, 前述の森高德次郎氏は「大正七年四月工業補習学校を創設・・・私はその一回生として通学することが出来たのは幸いでした。と申しますのは, 大正五年四月入社したもの, 又はそれ以前に入社したものは, その資格が得られなかったからです」とのべている(前掲『回想の百年』上, p. 164)。
 - 27 前掲『日本職業訓練発展史』下, 1971年, p. 63.
 - 28 『長崎市会会議録 第九号 大正七年四月五日』 p. 24, 山本明学務課長。
 - 29 同前, p. 25, 山本明学務課長。飽の浦の近隣には1919年現在で, 松尾鉄工場, 長崎鉄工場(職工約200名), 東垂鋳物工場(職工約100名), 山田鉄工場(職工約90名)などが存在した。
 - 30 『長崎市会会議録 第十八号 大正十年九月二十四日』 pp. 24-6, 山本主事, 楯岡助役。
 - 31 「長崎市補習校状況 山田長崎市学務課長談」『東洋日の出新聞』1924年4月21日。三菱の見習職工以外のものを収容する計画を立てたのは, 前年度より三菱からの委託教育が学年進行で廃止されることになったことがきっかけである。
 - 32 『長崎市会会議録 第十八号 大正十年九月二十四日』 p. 24, 山本主事。
 - 33 『長崎市会会議録 第五号 大正八年三月四日』 p. 13, 山本明学務課長。
 - 34 「三菱合資会社長崎造船所見習職工規則」(大正六年一月一日施行)「第四条 見習中ハ手当ヲ給ス, 其ノ額ハ日給十銭以上トシ漸次技能ノ進ムニ従ヒ増額スノ義務年限中ノ賃金ハ其

- ノ技能ニ依リ之ヲ定ム」（三菱社史資料，三菱経済研究所付属三菱史料館所蔵）。
- 35 「長崎市告示」『東洋日の出新聞』1921年10月23日。
- 36 前掲「職工徒弟規則」第3条。
- 37 「従来長崎造船所の徒弟は三菱工業学校の卒業生及一般に募集せる見習職工の二途より採用せしも，之が統一を計り総て三菱経営の学校に於て教育する方針を採る」（三菱合資会社『社報』第281号，1923年3月24日，pp. 69-70，三菱重工業株式会社長崎造船所史料館所蔵）。
- 38 「三菱工業学校学制変更 平山校長談」『長崎新聞』1923年2月16日。